

減災力の強いまちづくり

シリーズ 46

～自らの命は自ら守る～

消防防災課 ☎ 42・1323 ☎ 42・1122

現在、市内には、38カ所の指定避難所があります。全ての指定避難所で市民が主体的に開設、運営できるように、特定地区総合防災訓練に取り組んでいます。

特定地区総合防災訓練とは

毎年実施される地区の防災訓練では、指定避難所の施設を使用した訓練は実施されていません。

そのため、実際の災害時の大混乱に備え、「特定地区総合防災訓練」として、指定避難所の管理者と緊急時にその指定避難所を使用する住民で行う訓練です。

特定地区総合防災訓練の目的

指定避難所に避難する対象住民と施設側（学校であれば市と教職員）との協働訓練を行います。訓練では、施設の利用方法について協議を行い、「市民が主体的に指定避難所を、開設、開設、運営」できることを目的としています。

施設利用合意書の作成

指定避難所が学校施設の場合、むやみに施設や設備を使用することはできません。そこで、特定地区総合防災訓練を機会に、施設管理者側の意向と住民側の要望をすりあわせ、緊急時の施設の使い方を考え、住民は学校などの再開に配慮した使用を確約するものが「施設利用合意書」です。合意書の見直しを行いながら繰り返しの訓練が大切で、施設毎の避難所運営マニュアルの構築にもつながります。

野焼き・芝焼きによる火災が多発

3月は火災予防週間となります。例年、この時期は野焼き・芝焼きによる火災が多発していますので、地域住民が自ら火災の発生を予防し、生命や財産を守りましょう。

▶全国統一標語

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

▶実施期間

3/1(火)～7(月)まで

※野焼きは、適法な焼却施設以外で廃棄物（ゴミ）を燃やすことです。野焼きは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で原則、禁止されています。

令和3年火災件数（速報値）

北杜市	68件
韮崎市	15件
甲斐市(旧双葉町)	3件
高速道路	1件
合計	87件

・ 峡北消防本部管内の火災件数
※ 令和3年1月～12月の速報値